

## ◎法務局における遺言書の保管等に関する法律

(平成三〇年七月一三日法律第七三号)

### 一、提案理由 (平成三〇年六月六日・衆議院法務委員会)

○上川国務大臣

…………… (略) ……………

続いて、法務局における遺言書の保管等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に鑑み、相続をめぐる紛争を防止するという観点から、法務局において自筆証書遺言に係る遺言書を保管する制度を新たに設けようとするものであります。

この法律案の要点は、次のとおりであります。

第一に、遺言者が、法務局において、自筆証書による遺言書の保管を申請することができる制度を創設し、その申請手続、遺言書の保管及び情報の管理、遺言者の死亡後の相続人等による遺言書の写しの請求手続等を定めることとしております。

第二に、法務局に保管されている遺言書については、検認に係る民法の規定の適用を除外する等の措置を講ずることとしております。

以上が、これら法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

### 二、衆議院法務委員長報告 (平成三〇年六月一九日)

○平口洋君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、法務局における遺言書の保管等に関する法律案は、高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に鑑み、相続をめぐる紛争を防止するため、法務局において自筆証書遺言に係る遺言書の保管及び情報の管理を行う制度を創設するとともに、当該遺言書の検認に係る民法の規定の適用を除外する等の措置を講じようとするものであります。

両案は、去る六月五日本委員会に付託され、翌六日上川法務大臣から提案理由の説明を聴取し、八日質疑に入り、十三日参考人から意見を聴取しました。十五日、質疑を終局し、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案については、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもって、また、法務局における遺言書の保管等に関する法律案については、採決の結果、全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、両案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議 (平成三〇年六月一五日)

(民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律 (平三〇法七二) の附帯決議と一括

して掲載)

### 三、参議院法務委員長報告 (平成三〇年七月六日)

○石川博崇君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、法務局における遺言書の保管等に関する法律案は、高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に鑑み、相続をめぐる紛争を防止するため、法務局において自筆証書遺言に係る遺言書の保管及び情報の管理を行う制度を創設するとともに、当該遺言書については、家庭裁判所の検認を要しないこととする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、配偶者居住権の評価価値、特別の寄与に関する請求権者の範囲、相続における事実婚等の相手方の地位、遺言書保管制度の周知と遺言者への成り済ましの防止策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、立憲民主党・民友会を代表して小川委員より、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案に反対、法務局における遺言書の保管等に関する法律案に賛成、沖縄の風を代表して糸数委員より、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案は多数をもって、法務局における遺言書の保管等に関する法律案は全会一致をもって、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議 (平成三〇年七月五日)

(民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律 (平三〇法七二) の附帯決議と一括して掲載)